個人情報保護法に基づく権限の委任について

個人情報保護法において、個人情報保護委員会は、政令で定める一定の事情がある場合等に同法第40条第1項の規定に基づく権限(報告徴収及び立入検査の権限)を事業所管大臣に委任することができるとされている(同法第44条第1項)。

また、権限の委任を受けた事業所管大臣は、当該権限を行使した際にはその結果について個人情報保護委員会に報告するものとされ(同法第 44 条第 2 項)、当該報告については、個人情報保護委員会が定める期間を経過するごとに(個人情報取扱事業者等に法違反があると認めたときは、直ちに)、その間の権限の行使の結果について行うものとされている。

今般、民泊サービス(住宅を活用して宿泊サービスを提供するもの)の普及を踏まえ、本年6月15日に住宅宿泊事業法が施行される見込みであるが、同法に基づく住宅宿泊管理業者(家主が宿泊サービスを提供する住宅に居住していない場合、管理を代行する事業者)について、次の2つの観点から個人情報保護法第44条第1項の規定に基づき事業所管大臣である国土交通大臣に包括的に権限を委任することとし(委任の期間は平成30年度末まで)、また、同法第44条第2項の規定に基づく報告の期間を1か月と定めることとする。

- ① 個人情報保護法施行令に規定する事情(効果的かつ効率的に個人情報等の 適正な取扱いを確保するために事業所管大臣が有する専門的知見を特に活用 する必要があること(同令第12条第2号))に該当すること
- ② 住宅宿泊管理業者として登録することが見込まれる者の大宗は、既に国土 交通大臣に権限が包括的に委任されているマンション管理業・宅地建物取引 業を営む者であることが想定されており、一体的な監督の実施を行うために 住宅宿泊管理業についても同様に包括的な委任を行うことが望ましいこと

なお、個人情報保護法において、各行政機関の長は「相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない」(同法第80条)とされているところであり、個人情報保護委員会と事業所管大臣の間での漏えい等事案や権限行使に係る情報共有等について連携していくこととする。

<参照条文>

- ○個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号) (報告及び立入検査)
- 第四十条 個人情報保護委員会は、前二節及びこの節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者(以下「個人情報取扱事業者等」という。)に対し、個人情報又は匿名加工情報(以下「個人情報等」という。)の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該個人情報取扱事業者等の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、個人情報等の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(略)

(権限の委任)

- 第四十四条 個人情報保護委員会は、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いの確保 を図る必要があることその他の政令で定める事情があるため、個人情報取扱事業者等に 対し、第四十二条の規定による勧告又は命令を効果的に行う上で必要があると認めると きは、政令で定めるところにより、第四十条第一項の規定による権限を事業所管大臣に 委任することができる。
- 2 事業所管大臣は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について個人情報保護委員会に報告するものとする。 (略)

(連絡及び協力)

- 第八十条 内閣総理大臣及びこの法律の施行に関係する行政機関(法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関、内閣府、宮内庁、内閣府設置法第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条第二項に規定する機関をいう。)の長は、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。
- ○個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号) (法第四十四条第一項の政令で定める事情)
- 第十二条 法第四十四条第一項の政令で定める事情は、次の各号のいずれかに該当する事情とする。
 - 一 緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いを確保する必要があること。
 - 二 前号のほか、効果的かつ効率的に個人情報等の適正な取扱いを確保するために事業 所管大臣が有する専門的知見を特に活用する必要があること。

(事業所管大臣への権限の委任)

第十三条 個人情報保護委員会は、法第四十四条第一項の規定により、法第四十条第一項 の規定による権限を委任する場合においては、委任しようとする事務の範囲及び委任の 期間を定めて、事業所管大臣に委任するものとする。ただし、個人情報保護委員会が自 らその権限を行使することを妨げない。 2 個人情報保護委員会は、前項の規定によ り委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を定めようとするときは、あらかじめ、事業所管大臣に協議しなければならない。 (略)

(権限行使の結果の報告)

- 第十四条 法第44条第2項の規定による報告は、前条第1項の期間の範囲内で個人情報 保護委員会が定める期間を経過するごとに(個人情報取扱事業者等に法第4章第1節又 は第2節の規定に違反する行為があると認めたときは、直ちに)、その間の権限の行使 の結果について次に掲げる事項を記載し、又は記録した書面により行うものとする。
 - 一 報告若しくは資料の提出の要求又は立入検査を行った結果により判明した事実
 - 二 その他参考となるべき事項
- 2 個人情報保護委員会は、前項の規定により報告の期間を定めようとするときは、あらかじめ、事業所管大臣に協議しなければならない。